

平成28年第5回高山市議会定例会 提出議案の概要

報第12号 損害賠償の額の決定の専決処分について

(P1)

- ① 平成28年6月21日、高山市下岡本町298番地先 国道41号下岡本町北交差点内で発生した救急搬送中の事故回避のための急ハンドルによる救急車内の同乗者の負傷事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。
専決年月日 平成28年10月5日
損害賠償額 99,900円
- ② 平成28年8月11日、高山市荘川町中野262番地1 みぼろ湖オートキャンプサイトで発生した草刈り作業中の飛び石による駐車中の車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。
専決年月日 平成28年10月14日
損害賠償額 235,598円
- ③ 平成28年10月10日、高山市昭和町1丁目188番地1 高山市民文化会館正面出入口付近で発生した臨時駐車場案内看板が突風により倒れたことによる駐車中の車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。
専決年月日 平成28年11月11日
損害賠償額 104,436円

議第97号 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

(P3)

市議会議員の期末手当の支給率を改定するため改正するもの

- ①年間支給率 4.15月分 → 4.25月分(0.1月分増)
 - ②支給配分の見直し
- 施行期日 ①公布の日(平成28年12月1日から適用)
②平成29年4月1日

議第98号 高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(P6)

特別職職員の期末手当の支給率を改定するため改正するもの

- ①年間支給率 4.15月分 → 4.25月分(0.1月分増)
 - ②支給配分の見直し
- 施行期日 ①公布の日(平成28年12月1日から適用)
②平成29年4月1日

議第 99 号 高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について (P 9)

人事院勧告に基づき、給与の改定を行うため改正するもの

①平成 28 年度の給与改定

ア 給料表の改定 平均改定率 0.17%増

イ 初任給調整手当の改定

医師及び歯科医師 413,300円 → 413,800円

医学又は歯学に関する専門知識を必要とする職員 50,500円 → 50,600円

ウ 勤勉手当の改定 (0.1月分増)

年間支給率 1.6月分 → 1.7月分 (管理職 2.0月分 → 2.1月分)

※期末・勤勉手当の年間の支給月数 4.2月分 → 4.3月分

②平成 29 年度以降の給与改定

ア 扶養手当の改定

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以後
配偶者	13,000 円	10,000 円	6,500 円
子	6,500 円 (11,000 円)	8,000 円 (10,000 円)	10,000 円
父母等		6,500 円 (9,000 円)	6,500 円

※括弧内の額は、配偶者がいない場合に、子・父母等の内 1 人に適用される額

イ 勤勉手当の支給配分の見直し

ウ 特定任期付職員の給料及び期末手当の改定

施行期日 ①公布の日 (給料表及び初任給調整手当の改定 平成 28 年 4 月 1 日から適用)
(勤勉手当の改定 平成 28 年 12 月 1 日から適用)

②平成 29 年 4 月 1 日

議第 100 号 高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について (P 31)

国家公務員退職手当法の改正に伴い、65 歳以上の退職者に係る退職手当の調整対象者の見直し等を行うため改正するもの

・対象者 65 歳以前から引き続いて勤務している職員 → 65 歳以上の職員

※雇用保険法の適用範囲の拡大と同様とするもの

施行期日 平成 29 年 1 月 1 日

議第 101 号 高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例の一部を改正する条例について (P 35)

道路交通法の改正に伴い条文整備を行うもの

施行期日 平成 29 年 3 月 12 日

議第 102号 高山市税条例の一部を改正する条例について

(P 37)

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い改正するもの

- ・ 租税に関する条約を締結していない国の法人等を通じて支払いを受ける利子所得及び配当所得に係る市民税の所得割の特例措置の新設 税率 100分の3

施行期日 平成29年1月1日

議第 103号 高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(P 48)

パスカル清見（高山市清見町大原地内）の施設の一部を廃止するため改正するもの

施行期日 平成29年1月1日

議第 104号 高山市火災予防条例の一部を改正する条例について

(P 50)

消防法令に関する重大違反のある防火対象物の公表制度を設けるため改正するもの

- ・ 対象施設 劇場、飲食店、物品販売店、旅館、ホテル、病院、特別養護老人ホーム等
- ・ 対象違反 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務違反
- ・ 公表方法 高山市ホームページにおいて公表

施行期日 平成31年4月1日

議第 105号から議第 108号まで 指定管理者の指定について

(P 53～P 57)

対象施設 7施設

指定期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

※国府公民館 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで（4年間）

議第 109号 町の区域の変更について

(P 58)

高山駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い町の区域の変更を行うもの

- ・ 対象区域 高山市昭和町1丁目、昭和町2丁目、花里町4丁目、花里町5丁目、花里町6丁目及び花岡町1丁目の一部

変更時期 高山駅周辺土地区画整理事業の換地処分公告の日の翌日（平成30年1月予定）

議第 1 1 0 号 平成 2 8 年度高山市一般会計補正予算（第 4 号）

（別冊）

補正額 9 6 2, 8 9 4 千円（補正後 48, 752, 592 千円 当初予算に対し 4.0%増）

主な内容

- ・ 地方創生関連事業の実施 3, 0 0 0 千円
大学連携推進事業、インキュベーション推進事業
- ・ 道路等修繕工事費の増額（繰越明許） 3 0 0, 0 0 0 千円
切れ目のない工事発注
- ・ 国の補正予算に伴う簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の実施（繰越明許） 2 3 9, 0 0 0 千円
- ・ 国の補正予算に伴う地籍調査事業費の増額（繰越明許） 4 5, 0 0 0 千円
- ・ 緑の保全事業費の増額 5 0, 0 0 0 千円
平成26年度に発生した倒木被害処理に対する支援
- ・ 災害復旧事業費 1 0 6, 5 0 0 千円
9 月豪雨により被災した道路、河川、農地、農業施設にかかる災害復旧
道路 2 か所、河川 2 か所、農地 3 か所、農道 2 か所、用水路 2 か所

議第 1 1 1 号 平成 2 8 年度高山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（別冊）

補正額 1 3 1, 6 8 8 千円（補正後 9, 629, 088 千円 当初予算に対し 1.4%増）

内 容 ・ 介護給付費負担金の返還